

平成 29 年度第 1 回 昭島市行政不服審査会

議 事 要 旨

- 1 日時 平成29年11月27日（月）午後 4 時25分～午後 6 時05分
- 2 場所 昭島市役所 3階 庁議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
下里会長、山口委員、滝口委員
 - (2) 審査庁
課税課：安藤係長、湯浅主任
 - (3) 事務局
法務担当：乙幡課長、指田係長、中村主事、井上主事
- 4 議題
 - (1) 昭島市行政不服審査会における調査審議等の事務処理マニュアル（案）について
 - (2) 平成29年度固定資産税・都市計画税に係る住宅用地に対する課税標準の特例を不適用とした処分に係る審査請求について（諮問）
- 5 議事要旨
 - (1) 「昭島市行政不服審査会における調査審議等の事務処理マニュアル（案）」
 - ・事務局からマニュアル（案）について説明後、審議が行われ、修正なしで了承された。
 - (2) 「平成29年度固定資産税・都市計画税に係る住宅用地に対する課税標準の特例を不適用とした処分に係る審査請求について（諮問）」
 - ・諮問の要否について、行政不服審査法（以下「法」という。）第43条第1項各号のいずれにも該当しないものとして、本審査会で取り扱うことを決定した。
 - ・法第81条第3項において準用する法第74条に基づく審査関係人への主張書面等の求め、相当と認める者への事実の陳情又は鑑定の求め、その他必要な調査の要否について審議された。審議の結果、以下の2点がわかる書面を審査庁に求めることを決定した。
 - 本件土地に係る評価の具体的な日付を含めた経過
 - 処分庁が審査請求人に対し、平成30年度に住宅用地特例の適用を受けるためには、本件土地等の間に存在するブロック壁を一部取り壊しするなどの方法で相互に往来できるようにするなどの措置を講じる必要があることを説明した事実
 - ・上記の求めについて、期限を通知日から14日程度とすることを決定した。
 - ・法第81条第3項において準用する法第75条に基づき、審査関係人から意見陳述の申立てができること及び法第81条第3項において準用する法第76条に基づき、主張書面又は資料の提出ができる

ことについて、期限（通知日から14日程度）を定めて審査関係人に通知することを決定した。

- ・審議記録の公表について、個人情報が含まれない形で、概要を記録したものを市のホームページで公表することを決定した。
- ・次回日程について、意見陳述を行う場合は、引き続き同日に第2回審議会を行うため、候補日を事前に決めて審査関係人に通知することを決定した。